

# 具商デパート 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、模擬株式会社具商デパートと称する。

(目的)

第2条 当社は、生徒の販売実習を目的として、次の業務を行う。

1. 各種商品の受諾販売その他。
2. 前号に付帯する業務。

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を具志川市みどり町6-10-1  
沖縄県立具志川商業高等学校内におく。

(広告の方法)

第4条 当社の広告は、チラシの配布・ポスター等で行う。

## 第2章 株式

(株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、1,000 株とする。

(1株の金額)

第6条 当社の発行する額面株式の1株金額は、1,000 円とする。

(株式の種類)

第7条 当社の株主は、記名式とし、1株券の1種類とする。

(株式の取扱規定)

第8条 当社の株式の名義変更、その他株式に関する事項は、取締役会の定めるところによる。

(株主)

- 第9条 本校に在籍する生徒は、全員が1人1株の出資を行い、全員が株主となる。新入生は入学時に株主となる。教職員は希望により株主になることができる。
2. 株券を喪失した者は、当社所定の書式のより保証人2名の連署以てその再発行を請求する。
  3. 株券の汚損により、再発行を必要とする時は、その株券を当社に差し出し、再発行を受ける事ができる。ただし、株券の汚損によって、その真否を鑑別し難いときは前条喪失の例に準ずる。

## 第3章 株主総会

(招集次期)

第10条 当社の定時株主は毎決算期の翌日から起算して3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(招集者および議長)

第11条 株主総会は、取締役会の議決により、取締役社長が招集しその議長は社長もしくは副社長とする。

2. 取締役社長に事故のある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(議決権の代理行使)

第12条 株主またはその法定代理人が代理人をして議決権行使せしめようとするときは、当会社の株主に限り、委任することができる。この場合には、代理権を証する書面を当会社に提出する事を要する。

(議決の方法)

第13条 株主総会の議決は、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第14条 株主総会の議事については議事録を作成するものとする。議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長および出席取締役がこれに記名押印し保存するものとする。

## 第4章 役員

(定員)

第15条 当会社に取り締役5名以内、監査役2名以内をおく。

(選任)

第16条 取締役および監査役は、株主総会においてこれを選任する。

2. 取締役および監査役の選任決議に付いては、発行済株式会社総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主の出席を要する。

(任期)

第17条 取締役および監査役の任期は、1年とする。

2. 増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残存期間と同一とする。

(役職)

第18条 取締役会は、その決議をもって取締役の中から代表取締役を定めることを要する。

2. 取締役会は、互選をもって取締役社長1名・取締役副社長2名専務取締役および常務取締役若干名をおくことができる。

3. 代表取締役は取締役会の決議をもって選任する。

## 第5章 取締役会

(取締役会の招集)

第19条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日3日前に発する。

2. 緊急の必要がある時は、前項の機関を短縮することができる。

(招集者および議長)

第20条 取締役会は社長が招集し、その議長を社長もしくは副社長とする。

(議決の方法)

第21条 取締役会の議決は、取締役の3分の2以上が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

第22条 取締役会における議事の経過の要領および結果は、議事録に記録し、出席代表取締役がこれに記名押印して当会社に保存する。

(議事録)

第23条 取締役会における議会は1月1日より12月31日までとし、毎事業年度の終わりにおいて決算を行う。

(利益配当金)

第24条 利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載された株主に支払う。支払い方法は、取締役会で決定する。

(除斥機関)

第25条 利益配当金は、支払開始の日から満1か月を経過したときは、当会社は支払の義務を免れる。

## 付則

(設立に際して発行する株式の総数はおよび額面、無細面の別)

第1条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式1株とし1株の発行価格は、金1,000円とする。

(株式の譲渡禁止)

第2条 当会社の株式は、卒業・退学・転校・転職・転任のほかの生徒・職員相互間で譲渡することができない。ただし取締役会の承認があれば、譲渡することができる。

(最初の取締役および監査役の任期)

第3条 当会社の最初の取締役および監査役の任期は、次期の定時総会で新役員が決定するまでとするときまでとする。

(無議決権株)

第4条 積立金を資本金に組み入れた株式については、これを無議決権株とする。

(模擬株式会社)

第5条 当模擬株式会社は、沖縄県立具志川商業高等学校の実習を目的とする。したがって指導教員の指導監督のもと経営する。また定款その他規則の改廃は、学校長の承認を受けなければならない。

以上、模擬株式会社具商デパートを設立のために、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。